

第34条（休憩）

使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合においては少くとも1時間¹⁾ の休憩時間²⁾ を労働時間の途中に与えなければならぬ³⁾ い⁸⁾。

前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない⁴⁾ ⁸⁾。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定⁵⁾ があるときは、この限りでない⁶⁾。

使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない⁷⁾ ⁸⁾。